

若宮児童館整備 基本構想

令和7年（2025年）3月
中野区子ども教育部育成活動推進課

目次

1	基本構想策定にあたって	
(1)	背景と目的	1
(2)	現在の若宮児童館の概要	1
(3)	建築条件	2
2	施設整備の考え方	
(1)	目指す機能・役割	3
(2)	特に強化する中高生年代向けの機能	3
3	施設整備について	
(1)	整備手法	4
(2)	ゾーンの区分と機能	4
(3)	各ゾーンの機能	5
(4)	機能図	7
(5)	建替え期間中の児童館事業について	8
4	施設運営について	8
5	整備スケジュール	8
参考資料		
若宮児童館周辺の都市計画およびその他の情報		9

1 基本構想策定にあたって

(1) 背景と目的

中野区基本構想及び中野区基本計画に掲げる「未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち」を実現するため、児童館に関する施策を取りまとめた個別計画として、令和5年度に「中野区児童館運営・整備推進計画」を策定し、若宮児童館を中高生機能強化型児童館に位置付けていくこととしている。

児童館は0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした地域の身近な居場所として機能しているが、現状の施設規模・設備等においては、中高生年代のニーズに対応した機能としては限定的であり、より中高生年代が利用しやすい児童館としていくためには、若宮児童館の整備が必要である。

本基本構想は、整備にあたり、当事者である中高生年代を中心にアンケートやワークショップ等を行いながら、中高生年代のニーズを踏まえ、必要な機能を検討し、策定したものである。

(2) 現在の若宮児童館の概要

ア 施設名称 中野区立若宮児童館（若宮児童遊園併設）

イ 施設用途 児童福祉施設

ウ 所在地 中野区若宮三丁目 54番7号

エ 地番表示 中野区若宮三丁目 329番地3号

オ 敷地面積 約1,349.63m²

カ 建築面積 250.20m²

キ 延床面積 497.48m²

ク 構造形式 鉄筋コンクリート造2階建

ケ 建築時期 昭和53年5月

コ 既存諸室

1階	遊戯室(124m ²)	乳幼児室(22m ² ・29m ²)	事務室(19m ²)
2階	図書室(48m ²)	学習室(41m ²)	地域活動室(47m ²)

※乳幼児室は2部屋

付近見取り図



□ : 若宮児童館敷地範囲

(3) 建築条件

ア 用途地域

第1種低層住居専用地域

容積率 : 150%

建蔽率 : 80%

最低敷地 : 60 m²

高さの制限 : 10m

用途地域内における児童厚生施設の上限延床面積 : 600 m²

イ 防火・準防火地域

準防火地域

ウ 高度地区

第二種高度地区

エ 日影規制

対象建築物 : 軒の高さが 7m を超える建築物又は 3 階以上の建築物

範囲 4m 超 : 4 時間以上

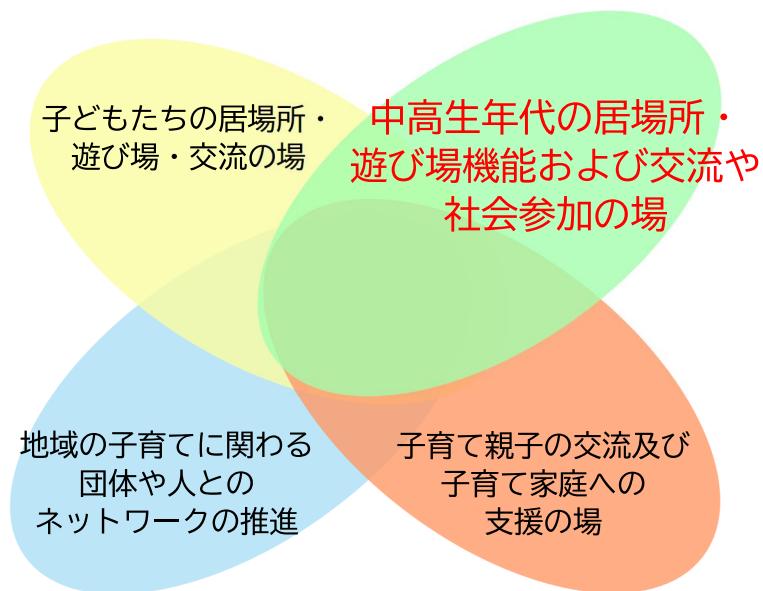
範囲 10m 超 : 2.5 時間以上

測定面 : 1.5m

2 施設整備の考え方

(1) 目指す機能・役割

これまでの児童館が果たしてきた子どもの居場所・遊び場・交流等の機能・役割等に加え、これまで以上に中高生年代も利用しやすく、また、居場所となるような施設を目指し、整備を進めていく。



(2) 特に強化する中高生年代向けの機能

ア 中高生年代のニーズに対応した居場所・遊び場機能

- ・中高生年代にとって安全・安心な居場所
- ・中高生年代の活動実態を考慮した開館時間の設定
- ・落ち着いて学習や読書が可能なスペース
- ・おしゃべりや交流、飲食などが可能なロビー機能
- ・軽運動やダンス、音楽活動などが可能な空間

イ 中高生年代の交流と社会参加の促進

- ・中高生年代の交流や仲間づくりを促進するためのスペース
- ・中高生年代を含む子どもたちと地域団体との交流や地域イベントの実施など幅広い年代が交流できるスペース
- ・日常的な関わりの中での相談支援

ウ その他

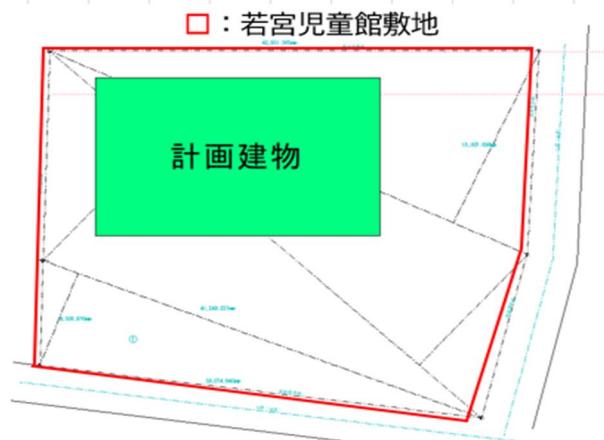
- ・乳幼児・小学生・中高生の年代に応じた「遊び」のスペースと、異なる年齢で交流できる「遊び」のスペースを分離するなど、子どもたちすべてが安全に安心して過ごせる場となる空間づくり
- ・バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設
- ・多様な利用ニーズ、プログラムに応えられる空間づくり

3 施設整備について

(1) 整備手法

若宮児童館の整備にあたり、これまでの児童館機能と中高生年代が活動できる機能及びバリアフリー対応を充実させるためには施設配置の見直しが必要であり、既存の児童館を活用するだけでは限界があることから、より中高生年代が利用しやすい児童館としていくため、現地での建替えにて整備を進めていく。

また、構造形式については、整備する機能や施設の耐用年数を考慮し、鉄筋コンクリート造を基本とする。



※配置されている場所はイメージであり、今後の計画・設計の中で配置場所を検討する。

(2) ゾーンの区分と機能

中高生機能強化型児童館として新たに整備する若宮児童館については、活動ゾーン、共有ゾーン、管理ゾーン、屋外ゾーンの4つで構成する。

なお、ゾーンについては各室に求める機能をもとに区分したものであり、最適な諸室配置や規模、階層については今後の基本計画や基本設計の中で検討を行っていく。

(3) 各ゾーンの機能

○活動ゾーン

機能・室名	用途・整備方針	想定規模 (m ²)
乳児コーナー	・乳児が自由に遊べる安全なスペースを併設し、親子で楽しめる空間 ・授乳やおむつ替え等のスペース	20
幼児コーナー	・安全に安心して遊べるスペース	25
プレイルーム	・多目的に自由に遊ぶことができるスペース ・中高生が活動可能な広さと高さの確保 ・学校がある平日午前中など時間帯によっては乳幼児親子が遊べるスペースとしても活用 ・イベントでの利用も可能な防音機能	120
図書コーナー	・読書を楽しむことができるスペース	30
学習コーナー	・静かで落ち着いた環境で学習ができるスペース	40
音楽室（音楽スタジオ）	・バンド演奏やダンスの練習に対応した防音機能	60
集会室	・地域活動を行う団体・ボランティア団体等の活動や交流の場など多目的に利用 ・工作等の作業やボードゲームなども行えるスペース	45
相談室	・利用者のプライバシーが確保され、子どもや保護者等からの相談に対応するスペース	10

○共有ゾーン

機能・室名	用途・整備方針	想定規模 (m ²)
玄関ホール・ロビー	・事務室から様子が確認できる配置 ・おしゃべりや交流、学習等で利用できるスペース ・作品展示やイベント告知等に使えるスペースの確保 ・来館者が休息できるスペース ・ベビーカー等が置けるスペースの確保 ・荷物を収納できるロッカー等の設置	80
トイレ	・幼児用トイレや多目的トイレを設置	40
倉庫	・事務用品・遊具などを収納するスペース	45
廊下・階段・EV	・バリアフリー等を考慮した廊下幅の確保や、階段・EVを整備	—

○管理ゾーン

機能・室名	用途・整備方針	想定規模 (m ²)
事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者および指導員が受付や総合的な事務ができるスペース ・玄関や園庭への視認性が良い場所に整備 	30
休憩室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の着替えや休憩で利用するスペース 	20

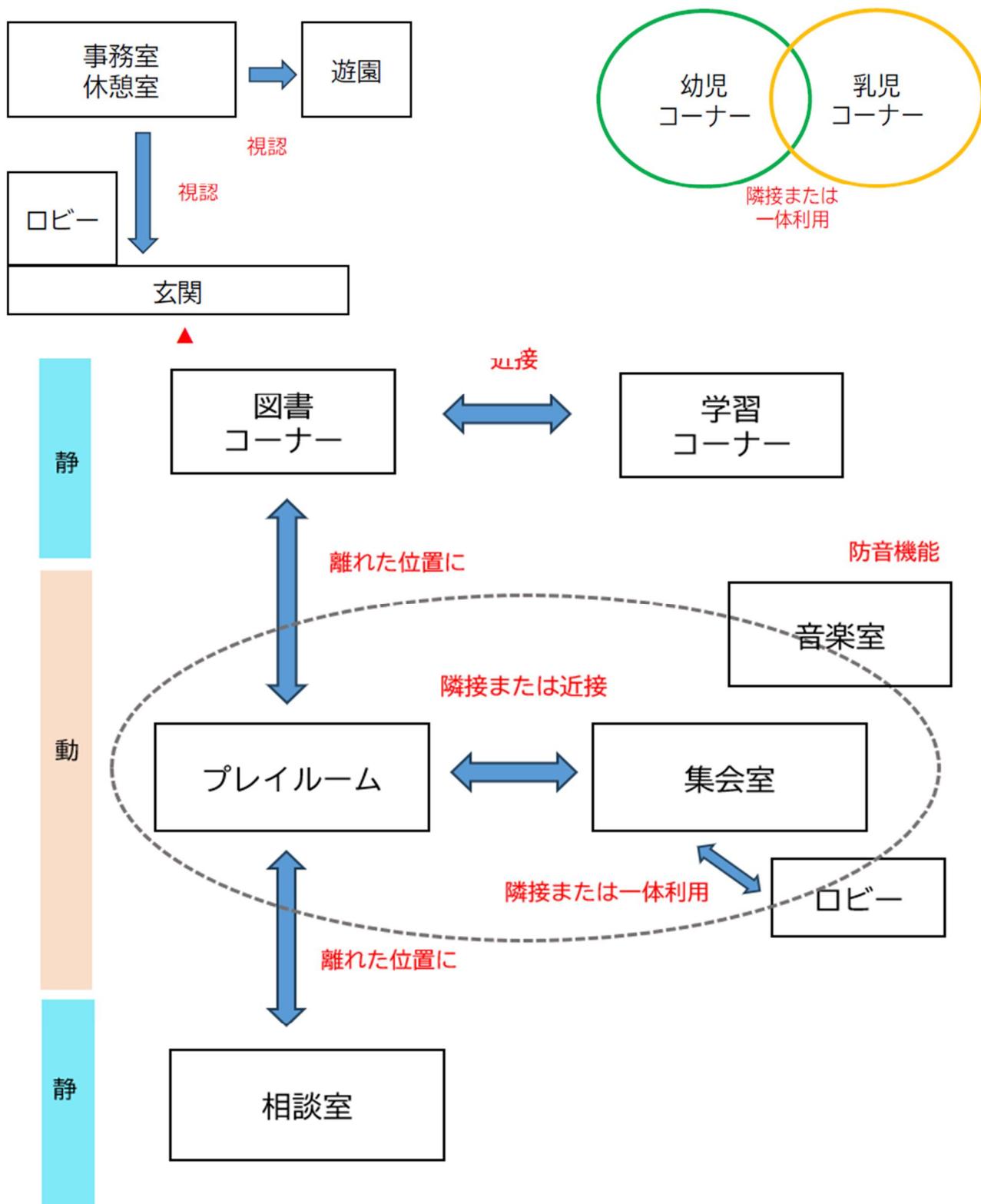
○屋外ゾーン

機能・室名	用途・整備方針
緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づき緑地を確保
駐車場・ 駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・施設規模に見合った駐車場、駐輪場を確保
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地入り口から建物までの動線におけるバリアフリー対策 ・遊具の設置、運動スペースの確保

※各ゾーンの想定規模は今後の基本計画・設計等を進めていく中で変更となる可能性がある。

(4) 機能図

各ゾーンにおける配置関係は以下のとおりとする。



(5) 建替え期間中の児童館事業について

建替え期間中は既存児童館の利用に制限が生じ、または利用ができなくなる可能性があるため、児童館事業をどのように継続していくのかについては今後検討していく。

4 施設運営について

以下の項目を考慮しながら、今後具体的な運営内容を検討していく。

- ・中高生年代等のニーズを施設運営に反映させるとともに、中高生年代による運営への参画を促していく。
- ・委託事業者のノウハウを活用した運営を行うほか、子どもたちとの日々の関わりの中で見守り・支援を行い、施設を安心・安全に利用できる環境を整える。
- ・地域の見守り、ネットワーク支援の機能のため、基幹型児童館や地域子ども施設との連携強化を図る。
- ・中高生年代を含む子どもたちと地域団体等の幅広い年代が交流できる地域イベントを実施する。

5 整備スケジュール

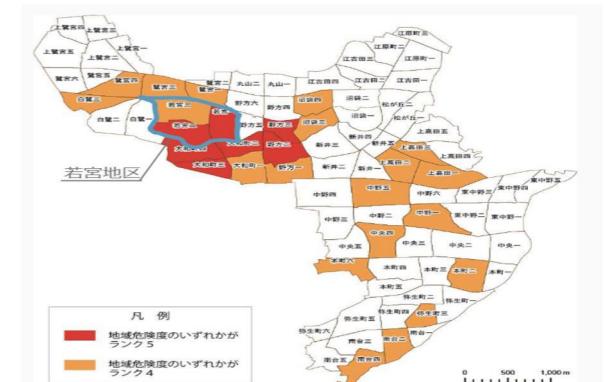
令和7年度～8年度 基本計画・基本設計・実施設計

令和9年度 工事着工

令和11年度 開設

※今後の設計や工程等によりスケジュールが変更する可能性がある。

参考資料 若宮児童館周辺の都市計画およびその他の情報

区分/ 検討項 目	都市計画	水害ハザードマップ	建築基準法上の道路種別	周辺の地盤状況																								
データマップ				<p>中野区の地盤状況</p> 																								
詳細情報	<p>□用途地域 第1種低層住居専用地域 容積率：150% 建蔽率：60% 最低敷地：60 m² 高さの制限：10m</p> <p>□防火・準防火地域 準防火地域</p> <p>□高度地区 第二種高度地区</p> <p>□日影規制 対象建築物：軒の高さが7mを超える建築物又は3階以上の建築物 範囲 5m超：4時間以上 範囲 10m超：2.5時間以上 測定面：1.5m</p>	<table border="1"> <tr> <td></td><td>0.1m～0.5m</td><td></td><td>建築基準法第42条2項道路</td></tr> <tr> <td></td><td>0.5m～1.0m</td><td></td><td>建築基準法第42条1項1号道路</td></tr> <tr> <td></td><td>1.0m～2.0m</td><td></td><td>建築基準法第42条1項5号道路</td></tr> <tr> <td></td><td>2.0m～3.0m</td><td></td><td>建築基準法外道路（通路）</td></tr> <tr> <td></td><td>3.0m～5.0m</td><td></td><td>水路</td></tr> <tr> <td></td><td>5.0m～10.0m</td><td></td><td></td></tr> </table>		0.1m～0.5m		建築基準法第42条2項道路		0.5m～1.0m		建築基準法第42条1項1号道路		1.0m～2.0m		建築基準法第42条1項5号道路		2.0m～3.0m		建築基準法外道路（通路）		3.0m～5.0m		水路		5.0m～10.0m				<p>若宮地区の災害危険度</p>  <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域危険度のいずれかが ランク5 地域危険度のいずれかが ランク4
	0.1m～0.5m		建築基準法第42条2項道路																									
	0.5m～1.0m		建築基準法第42条1項1号道路																									
	1.0m～2.0m		建築基準法第42条1項5号道路																									
	2.0m～3.0m		建築基準法外道路（通路）																									
	3.0m～5.0m		水路																									
	5.0m～10.0m																											